

## 動物実験等に関する情報公開(令和2年度)

自己点検・評価の結果 「令和2年度自己点検・評価報告書」

承認件数

令和2年度 1件

令和2年度 研究推進委員(動物実験委員)

要件	所属	教員数
動物実験等に関して優れた識見を有する者	生産環境経営学部教員	1名
動物実験に関して優れた識見を有する者	短期大学部教員	1名
学識経験を有する者	生産環境経営学部教員 短期大学部教員	4名

令和2年度動物実験実施状況

	動物の種類	品種と頭数	所属*	備考・飼育期間
	牛	ジャージー種雄1頭	共用	5ヶ月3日(R2.9.15-R3.2.18)
	鶏	ロード系 20羽	共用	4ヶ月21日(R2.7.6-R3.2.19)

\*大学、短大

動物実験に関する自己点検・評価報告書

静岡県立農林環境専門職大学

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

令和4年2月15日

## I. 規程及び体制等の整備状況

### 1. 機関内規程

(1)機関内規程が策定されているか？ <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 「第29条（適用除外）」の条項について、本学は農林水産省のガイドラインに基づき、飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物の飼養又は保管について本規程の適用除外としているが、文科省が定めるガイドラインに鑑み、該当条項を削除するよう規程の改正が必要がある。

### 2. 動物実験委員会

(1)実施機関の長により、動物実験、実験動物、その他専門家が委員に任命されているか？ <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 特になし

(2)動物実験委員会は計画書の審査結果を実施機関の長に報告しているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 「第29条（適用除外）」の条項について、本学は農林水産省のガイドラインに基づき、飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物の飼養又は保管について本規程の適用除外としているが、文科省が定めるガイドラインに鑑み、該当条項を削除するよう規程を改正し、計画書の審査結果を実施機関の長に報告する体制に改める必要がある。

(3)動物実験委員会は、動物実験の実施状況を把握し、実施機関の長に報告しているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し

「第29条（適用除外）」の条項について、本学は農林水産省のガイドラインに基づき、飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物の飼養又は保管について本規程の適用除外としているが、文科省が定めるガイドラインに鑑み、該当条項を削除するよう規程を改正し、実施状況を実施機関の長に報告する体制に改める必要がある。

（4）動物実験委員会は、実施結果について実施機関の長より報告を受け必要に応じて助言を行っているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程

・判断理由、改善の見通し

「第29条（適用除外）」の条項について、本学は農林水産省のガイドラインに基づき、飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物の飼養又は保管について本規程の適用除外としているが、文科省が定めるガイドラインに鑑み、該当条項を削除するよう規程を改正し、実施機関の長から助言を受ける体制に改める必要がある。

### 3. 動物実験の実施体制

（1）動物実験計画書は、動物実験責任者により作成されているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程、動物実験申請書

・判断理由、改善の見通し

特になし

（2）動物実験計画書は、動物実験委員会の審議を経て、実施機関の長により承認又は却下されているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料

静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程、実験動物計画書

・判断理由、改善の見通し

特になし。（動物実験の実施は、規定に基づき適正に実施されていた。）

（3）動物実験計画書に下記の項目が含まれているか？

はい 一部に改善すべき点がある いいえ

含まれる項目にチェックを入れてください。

研究の目的と意義

<input checked="" type="checkbox"/> 実験方法 <input checked="" type="checkbox"/> 実験期間 <input checked="" type="checkbox"/> 使用動物種 <input checked="" type="checkbox"/> 使用動物の遺伝的・微生物学的品質 <input checked="" type="checkbox"/> 使用予定匹数と、その根拠 <input checked="" type="checkbox"/> 実験実施場所 <input checked="" type="checkbox"/> 麻酔法、安楽死法 <input type="checkbox"/> 代替法の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 苦痛度分類 <input checked="" type="checkbox"/> 苦痛軽減措置 <input type="checkbox"/> 人道的エンドポイント <input type="checkbox"/> 動物死体の処理法 <input type="checkbox"/> 物理的、化学的または生物学的危険因子、遺伝子組換え生物の使用
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 特になし。(動物実験の実施は、当該規程に基づき適正に実施されていた。なお、令和2年度は安楽死等を含む実験・実習は実施していない。)

(4) 実施機関の長は、動物実験の実施計画およびその結果を把握し、必要に応じて改善指示を行っているか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
・根拠となる資料 静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程
・判断理由、改善の見通し 「第29条(適用除外)」の条項について、本学は農林水産省のガイドラインに基づき、飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物の飼養又は保管について本規程の適用除外としているが、文科省が定めるガイドラインに鑑み、該当条項を削除するよう規程を改正し、実施計画及びその結果を把握し、必要に応じて改善指示を行う体制に改める必要がある。

#### 4. 教育訓練

(1) 実施機関の長は、動物実験実施者や飼養者等に対する教育訓練を実施しているか？ <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部に改善すべき点がある <input type="checkbox"/> いいえ
・根拠となる資料

静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程  
「動物実験の実践倫理（動物実験関係者連絡協議会監修）」

- ・判断理由、改善の見通し  
特になし。(教育訓練は、規程に基づき適正に実施されていた。)

(2)実施機関の長は、実験動物管理者に必要な教育訓練の機会を与えているか？  
はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料  
静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程  
「動物実験の実践倫理（動物実験関係者連絡協議会監修）」

- ・判断理由、改善の見通し  
特になし。(教育訓練は、規程に基づき適正に実施されていた。)

(3)教育訓練に下記の内容が含まれているか？  
はい 一部に改善すべき点がある いいえ

- 含まれる項目にチェックを入れてください。
- 法令等、機関内規程等
  - 動物実験の方法及び実験動物の取扱に関する事項
  - 苦痛分類および人道的エンドポイント
  - 苦痛の軽減法(麻酔法など)
  - 実験動物の飼養保管に関する事項
  - 安全確保、安全管理に関する事項
  - 人獣共通感染症に関する事項
  - 施設等の利用に関する事項
  - その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

・根拠となる資料  
静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程  
「動物実験の実践倫理（動物実験関係者連絡協議会監修）」

- ・判断理由、改善の見通し  
特になし

(4)教育訓練の実施記録は保存されているか？  
(教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等)  
はい 一部に改善すべき点がある いいえ

・根拠となる資料  
静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程

「動物実験の実践倫理（動物実験関係者連絡協議会監修）」

- ・判断理由、改善の見通し  
特になし。(教育訓練は適切に実施されていた。)

5. 自己点検

実施機関の長は、基本指針への適合性および飼養保管基準への遵守状況について、自己点検を行っているか？

- はい  一部に改善すべき点がある  いいえ

- ・根拠となる資料  
静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程(令和4年2月15日改定)

- ・判断理由、改善の見通し  
「第29条（適用除外）」の条項について、本学は農林水産省のガイドラインに基づき、飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物の飼養又は保管について本規程の適用除外としているが、文科省が定めるガイドラインに鑑み、該当条項を削除するよう規程を改正し、自己点検を行う体制に改める必要がある。

6. 情報公開

(1)基本指針への適合性に関する自己点検・評価、あるいは動物実験等に関する情報を、適切な方法により公開しているか？

- はい  一部に改善すべき点がある  いいえ

- ・根拠となる資料  
静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程

- ・判断理由、改善の見通し  
「第29条（適用除外）」の条項について、本学は農林水産省のガイドラインに基づき、飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物の飼養又は保管について本規程の適用除外としているが、文科省が定めるガイドラインに鑑み、該当条項を削除するよう規程を改正し、自己点検・評価及び動物実験などに関する情報を大学HPにおいて公開する必要がある。

(2)情報公開を行っている項目を選択

- 機関内規程 (<https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/szZQ19Mx.pdf>)
- 自己点検・評価の結果
- その他  
(公開している項目を記載 )

- ・根拠となる資料(ホームページの場合は URL)

静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程

・判断理由、改善の見通し

「第29条（適用除外）」の条項について、本学は農林水産省のガイドラインに基づき、飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物の飼養又は保管について本規程の適用除外としているが、文科省が定めるガイドラインに鑑み、該当条項を削除するよう規程を改正し、自己点検・評価及び動物実験などに関する情報を大学HPにおいて公開する必要がある。

7. その他

動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果

特になし